

輪島市災害復旧復興事業重点整備エリア
技術協力業務（施工予定者選定）
に係る公募型プロポーザル実施要項

令和8年3月

輪島市

－ 目 次 －

第1 基本事項	1
1 目的	1
2 技術協力業務の概要	1
3 対象工事の概要	3
4 選定から契約までの流れ	5
5 実施設計業務の受託予定者	6
6 市の担当窓口(事務局)	6
7 実施スケジュール	7
8 参加資格	7
9 提出資料の作成について	11
第2 プロポーザルの審査	16
1 企業及び配置予定技術者の評価	16
2 技術提案書の評価	16
3 プロポーザル審査基準	17
第3 応募の手続	18
1 公募の開始	18
2 質疑回答	18
3 応募の方法	18
4 施工予定者の選定	19
第4 その他	20
1 失格条項	20
2 基本協定、業務委託契約等に関する事項	20

第1 基本事項

1 目的

輪島市（以下「市」という。）では、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨により被災した公共インフラ機能の早期復旧・復興を目指し、重点的に取り組むエリアを定め、各種事業（工種）を一体的に整備する工事調達を実施する方針とした。

上記方針による重点エリアの一体的整備に当たり、より効率的かつ効果的な事業推進を図ることを目的に、技術提案・交渉方式【ECI方式（技術協力・施工タイプ）】を採用し、重点エリアの施工予定者として「輪島市災害復旧復興事業重点整備エリア技術協力業務」の受託者を本プロポーザルの公募により選定するものとする。

本受託者は、この契約方式を採用した意図を十分に理解し、市及び設計者と協働して最大限の成果を上げるための最良なパートナーとして、本事業の実現に向けた協力関係を構築するものである。

2 技術協力業務の概要

施工予定者となった者は、施工予定者の施工技術に基づく設計を完成させるため、以下の業務を実施する。

(1) 業務名称

輪島市災害復旧復興事業〇〇〇〇エリア技術協力業務

※ 〇〇〇〇はエリアの名称を指すものであり、本プロポーザルでは5エリアを対象とした施工予定者の選定を予定する。

※ 5エリアの施工予定者は本プロポーザルにおいて一括審査方式により特定する。

※ 一括審査方法の詳細は後述の「第2 プロポーザルの審査」にて詳述する。

(2) 履行期間

業務委託契約締結日の翌日から令和12年12月20日まで（予定）

(3) 業務項目

1) 輪島市災害復旧復興事業重点整備エリア技術協力業務 1式

- ① 設計図全般に対する技術検証（設計内容の確認）
- ② 工事着手計画及び施工計画の作成
- ③ 技術情報等の提出
- ④ 工事費管理支援
- ⑤ 地元及び関係機関との協議資料作成支援
- ⑥ 設計調整協議
- ⑦ 図面修正、数量計算
- ⑧ 被災調査の協力
- ⑨ 報告書の作成

2) 打合せ 1式

※ 詳細な業務内容は、別紙4「輪島市災害復旧復興事業〇〇〇〇エリア技術協力業務特記仕様書」を参照すること。

(4) 支払条件

輪島市業務委託標準請負契約約款（平成 26 年輪島市告示第 25 号）により年度毎の部分払を予定する。

(5) 業務の成果物

業務を完了したときは、次の成果物を提出すること。

- ① 業務報告書
- ② 各種技術検証資料
- ③ 工事費内訳明細書
- ④ その他発注者の指示するもの

※成果物は、電子データとしても提出すること。

(6) 実施形態

本業務は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の「技術協力・施工タイプ」の対象案件であり、施工予定者として選定された者と技術協力業務の委託契約を締結した後、発注者と施工予定者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合は、建設工事の随意契約相手方として特定する。

価格交渉～工事契約の手続は、設計の進捗状況に応じてエリア内の着手可能な範囲を定め、随時実施するものとするが、当該施工範囲の価格交渉が成立しなかった場合は、本プロポーザル評価の次順位者と同様の手続を行うものとする。なお、次順位者との交渉が成立しない場合は、別途工事発注を予定する。

3 対象工事の概要

(1) 重点整備対象5エリアの内訳

施工予定者は、図1に示す重点整備区域5エリアのうち、1エリアの建設工事を対象とした技術協力業務を実施する。

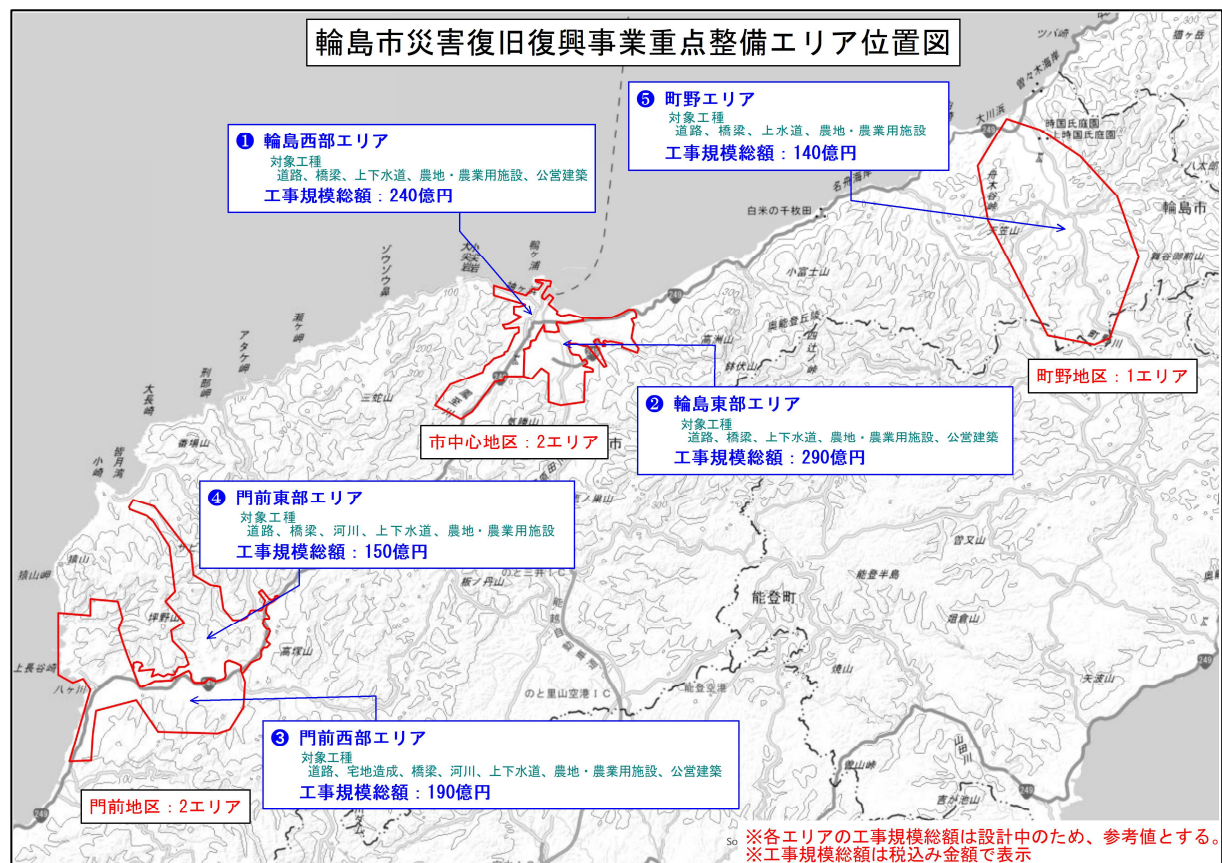


図1 重点整備エリア位置図

(2) エリア別工事の規模・内容

1) 輪島西部エリア整備工事

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 道路工事 | 路線総延長 20,900m |
| ② 橋梁工事 | 13 橋 |
| ③ 下水道工事 (雨水) | 管路総延長 3,948m |
| ④ 下水道工事 (汚水) | 管路総延長 18,881m |
| ⑤ 上水道工事 | 管路総延長 1,745m |
| ⑥ 農地・農業用施設工事 | 水路総延長 8,140m |
| ⑦ 建築工事 | 12 施設 |

2) 輪島東部エリア整備工事

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 道路工事 | 路線総延長 22,800m |
| ② 橋梁工事 | 7 橋 |
| ③ 下水道工事 (汚水) | 管路総延長 13,832m |
| ④ 上水道工事 | 管路総延長 3,545m |
| ⑤ 農地・農業用施設工事 | 水路総延長 5,115m |
| ⑥ 建築工事 | 6 施設 |

3) 門前西部エリア整備工事

① 道路工事	路線総延長 20,100m
② 橋梁工事	14 橋
③ 河川工事	河川延長 900m
④ 下水道工事 (汚水)	管路総延長 10,897m
⑤ 上水道工事	管路総延長 3,033m
⑥ 農地・農業用施設工事	水路総延長 8,237m
⑦ 建築工事	4 施設

4) 門前東部エリア整備工事

① 道路工事	路線総延長 17,200m
② 橋梁工事	21 橋
③ 河川工事	河川延長 3,500 m
④ 下水道工事 (汚水)	管路総延長 4,238m
⑤ 上水道工事	管路総延長 1,864m
⑥ 農地・農業用施設工事	水路総延長 16,610m

5) 町野エリア整備工事

① 道路工事	路線総延長 17,600m
② 橋梁工事	21 橋
③ 上水道工事	管路総延長 2,905m
④ 農地・農業用施設工事	水路総延長 26,789m

(3) 工期

令和 8 年 9 月以降、施工可能な箇所から工事種別、年度別に適宜契約し、当該契約毎に工期を定める。なお、エリア内対象全工事の完成目標は令和 12 年度末とする。

(4) エリア別参考規模

本建設工事の規模は以下を想定している。なお、設計途中の段階のため、提示額は災害査定時の参考値とする。

表 1 エリア別参考工事規模内訳 (税込金額)

単位：億円

エリア	工種内訳								エリア 総額	備 考
	道路	橋梁	下水道		上水道	農地 施設	建築	その他		
			汚水	雨水						
①輪島西部エリア	64	63	73	17	4	6	7	8	240	その他：電線共同溝
②輪島東部エリア	82	68	61	0	33	2	43	0	290	
③門前西部エリア	73	14	53	0	6	6	30	11	190	その他：河川、敷地造成
④門前東部エリア	75	38	13	0	3	8	0	12	150	その他：河川
⑤町野エリア	44	65	0	0	16	15	0	0	140	上水道のみ

※農地施設：農地・農業用施設

(5) 支払条件

輪島市財務規則（平成 18 年輪島市規則第 41 号）及び輪島市建設工事標準請負契約約款（平成 18 年輪島市告示第 8 号）による。

(6) 契約保証金について

輪島市財務規則による。

4 選定から契約までの流れ

(1) 選定方式

施工者の高度な技術を実施設計に反映させるため、企業及び技術者の実績と能力、技術提案及びプレゼンテーションを求めたうえで最適な施工予定者を選定する。

選定方式は、事業（工種）複合型一体的エリア整備の特性を前提とした技術提案及び実施体制等を総合的に評価し、施工予定者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

(2) 選定方法

本プロポーザルは、建設工事対象5エリア毎に施工予定者（5者）を一括審査により選定する。参加申込において提出する「建設工事対象エリアの希望順位表」（様式6）を基に第一希望の多いエリア順（希望者数が同一の場合は表1に示すエリア総額の多い順）に施工予定者を特定する。選定の手順は以下のとおりとする。

- ① 選考委員会の審査による一次評価点（土木基礎点、建築基礎点、技術提案点）の決定
 ※ 基礎点：企業実績及び技術者の能力・実績の評価点
- ② 土木基礎点+技術提案点による一次審査の選考
 ※ 得点上位10者を選定する。
 なお、建築工事を含むエリア（異工種エリア）を希望順位に挙げる参加者が5者に満たない場合は、異工種エリア希望者を追加選考する。
- ③ 選定者へのプレゼンテーション実施の通知、エリア特定順の通知
 非選定者への非選定通知
- ④ 選定者によるプレゼンテーションの実施
- ⑤ 選考委員会の審査によるプレゼンテーション評価点の決定
- ⑥ 図2の手順によりエリア順に施工予定者を決定

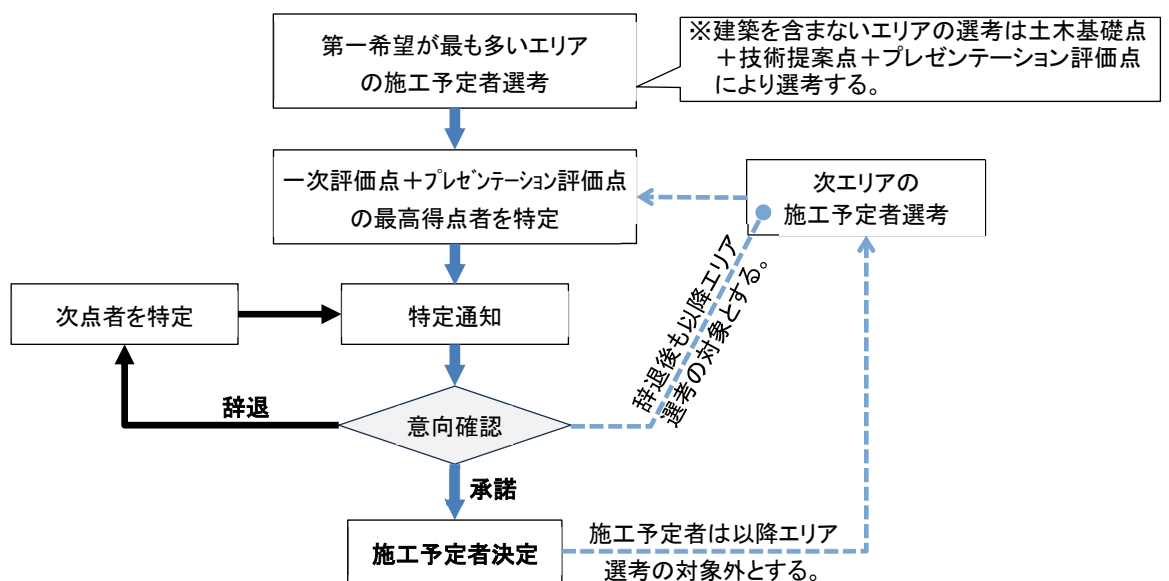


図2 エリア施工予定者の特定フロー

(3) 審査方法

施工予定者については、プロポーザル審査基準に基づき、選定委員会の審査により選定する。なお、選定委員会は会議の公平性の確保及び円滑な運営のため非公開とする。

(4) 本業務委託契約までの流れ

市は、施工予定者との間で当該エリアの設計進捗状況や他機関事業の調整状況について技術提案書等を踏まえた協議を行った上で、本業務委託料の見積を依頼する。

見積金額の妥当性を確認した上で、別紙1「輪島市災害復旧復興事業〇〇〇〇エリア建設工事に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）を取り交わすとともに、技術協力業務の業務委託契約を締結する。業務委託契約の締結は、令和8年7月を予定する。

契約書は、発注者の指定する別紙2「輪島市災害復旧復興事業〇〇〇〇エリア技術協力業務委託契約書」とする。

(5) 工事請負契約までの流れ

- ① 市、設計者及び施工予定者は、円滑に業務を進めるため、別紙3：「輪島市災害復旧復興事業〇〇〇〇エリア建設工事に関する設計協力協定書」（以下「設計協力協定書」という。）を締結する。実施設計業務の期間中に提案された施工計画等の提案については、工法や仕様について発注者、設計者、施工予定者の三者により協議する。
- ② 市は、実施設計の成果がまとまった時点で施工予定者と協議の上、工事設計図書を取りまとめ、施工予定者へ当該設計図書の工事見積を依頼する。
- ③ 市は、施工予定者が提出する工事見積書を基に価格交渉を行い、交渉成立後、契約相手方として工事に関する契約条件等を確認するとともに施工予定者と工事請負契約に向けた手続を進める。
- ④ 工事請負契約に向けた手続において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び輪島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年輪島市条例第53号）第2条の規定により議会の議決に付さなければならない工事請負契約については、仮契約を締結の上、議会において可決された日から本契約となるものとする。ただし、議会において否決された場合は、その効力を失う。この場合において、仮契約の相手方は、市に対して何らの損害賠償を請求することはできない。
- ⑤ 市は、仮契約の相手方が、仮契約締結の日から議決の日までに「8 参加資格」のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該仮契約を解除することができるものとする。

5 実施設計業務の受託者

施工予定者特定後、エリア毎に設計者一覧、設計の進捗状況等を共有する。

6 市の担当窓口（事務局）

輪島市役所 建設部 事業調整室

〒928-8525 輪島市二ツ屋町2字29番地

TEL：0768-23-1151 FAX：0768-23-4438

電子メールアドレス：jc@city.wajima.lg.jp

7 実施スケジュール

実施スケジュールは、次表のとおりとする。

表2 実施スケジュール

実施要項の公表	令和8年3月27日(金) ホームページで公表するとともに、午前10時から午後5時までの間で市の担当窓口にて配布
実施要項等に係る質疑受付	令和8年3月30日(月)～4月17日(金)まで 午前10時から正午、午後1時から午後5時まで電子メールにて受付
質疑に対する回答	令和8年4月24日(金) ホームページで公表
参加申込書及び技術提案書の提出	令和8年5月18日(月)～5月29日(金)まで 午前10時から正午、午後1時から午後5時まで簡易書留郵便又は持参により提出
一次審査結果通知 プレゼンテーション案内通知 エリア特定順序の通知	令和8年6月10日(水)までに電子メールにて通知
プレゼンテーション (提案内容の説明、質疑等)	令和8年6月22日(月)～6月23日(火)の期間で実施する。 ※ 日程が変更となる場合は、プレゼンテーション案内通知により変更日程を伝える。
エリア毎の施工予定者特定 1～5エリア	令和8年6月25日(木)～7月7日(木) エリア順に特定・承諾の確認を取っていく。
契約等の手続	令和8年7月上旬以降

8 参加資格

(1) 参加者の構成

参加者は、次に掲げる者とする。

- ・ 単体企業
- ・ 異工種特定建設工事共同企業体(甲・乙併用型) (以下「異工種特定JV」という。)を予定する者
 - ※ 様式2-1, 2-2, 2-3-1, 2-3-2による協定
 - ※ 輪島西部エリア、輪島東部エリア、門前西部エリア(以下「異工種エリア」という)を希望エリアに挙げる共同企業体
- ・ 特定建設工事共同企業体(甲型) (以下「特定JV」という。)を予定する者
 - ※ 様式2-1, 2-2, 2-4による協定
 - ※ 土木一式工事のみの資格要件で参加し、門前東部エリア、町野エリアのみを希望エリアに挙げる共同企業体

(2) 共通要件

次に掲げる事項に該当する者は、参加者になれないものとする。

※ 異工種特定 J V、特定 J V の場合は全ての構成員が対象

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者
- ⑦ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- ⑧ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は 5 項の規定による営業停止命令を受けている者
- ⑨ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定があった場合を除く。
- ⑩ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ⑪ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
- ⑫ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされている者
- ⑬ 過去 1 年間の国税、地方税その他公租公課について滞納している者
- ⑭ 輪島市建設工事請負業者等の指名停止に関する要綱（平成 18 年輪島市告示第 113 号）の規定による競争入札参加資格の指名停止措置を受けている者
- ⑮ 輪島市工事等請負・委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の入札参加資格を有しない者

- ⑯ 輪島市暴力団排除条例（平成 24 年輪島市条例第 1 号）の規定による排除措置を受けている者

(3) 参加者の有資格要件

応募書類等の受付日において、次に掲げる要件を全て備えていること。

- ① 建設業法に基づく「土木工事業」及び「建築工事業」の特定建設業許可を受けていること。
- ② 令和 8 年度の輪島市建設工事競争入札参加資格において、土木一式工事 A 等級を有していること。
- ③ 異工種エリアを希望に挙げる者においては、令和 8 年度の輪島市建設工事競争入札参加資格において、建築一式工事 A 等級を有していること。

※ 異工種特定 J V の場合は、以下を条件とする。

- ・異工種特定 J V の土木一式工事の役割を担う代表者及び全構成員が「土木工事業」の特定建設業許可を受けており、かつ、輪島市建設工事競争入札参加資格において土木一式工事 A 等級を有していること。
- ・異工種特定 J V の建築一式工事の役割を担う全構成員が「建築工事業」の特定建設業許可を受けており、かつ、輪島市建設工事競争入札参加資格において建築一式工事 A 等級を有していること。

※ 特定 J V（土木一式工事のみを資格要件で参加）の場合は、以下を条件とする。

- ・代表者及び全構成員が「土木工事業」の特定建設業許可を受けておりかつ輪島市建設工事競争入札参加資格において土木一式工事 A 等級を有していること。

(4) 同種工事の施工実績要件

平成 27 年 4 月 1 日以降に、次に掲げる工種の建設工事を元請として施工し、引き渡した実績を有すること。

【土木一式工事】

- ・道路改良工事（国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する工事）
- ・PC 橋梁上部工工事（国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する工事）
 - ※ 単体企業参加者の場合は、上記双方の実績を要件とする。
 - ※ 異工種特定 J V、特定 J V 参加者の場合
 - ・代表者及び土木工事担当の全構成員が上記いずれかの工事を元請として施工し、引き渡した実績を有すること。
 - ・J V を構成する企業全体で上記双方の実績を要件とし、代表者及び構成員に上記双方の実績を求めるものではない。

【建築一式工事】（異工種エリアを希望順位に挙げる者）

- ・特殊建築物の建築一式工事（民間工事を実績として認める）
 - ※ 異工種特定 J V 参加者の場合は、建築一式工事の役割を担う全構成員が建築一式工事を元請として施工し、引き渡した実績を有すること。

(5) 配置予定技術者の要件

技術協力業務の実施や本工事の施工に当たり、次に掲げる資格及び経験等を有する技術者を配置すること。

1) 技術協力業務

単体企業の参加者又は異工種特定 J V、特定 J Vの代表者は、次の要件を満たす管理技術者を技術協力業務に配置できること。

i) 以下のいずれかの資格を有すること。

- ・ 技術士（建設部門、上下水道部門、農業部門-農業農村工学(旧農業土木)）
- ・ RCCM「登録証書」の交付を受けている者
- ・ 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）
- ・ 1級土木施工管理技士

ii) 参加申込のあった日以前に、所属する建設会社との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

2) 本工事の契約～施工

次の要件を満たす主任（監理）技術者を専任配置できること。

① 土木一式工事

【単体企業の参加者又は異工種特定 J V、特定 J Vの代表者】

i) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

※「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

- ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者
- ・ 技術士（建設部門、農業部門-農業農村工学(旧農業土木)）の資格を有する者

ii) 以下工種のいずれかの建設工事の施工実績を有すること。

- ・ 道路改良工事（国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事）
- ・ PC 橋梁上部工工事（国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事）

iii) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有していること。

iv) 参加申込のあった日以前に、所属する建設会社との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

【異工種特定 J V、特定 J Vの代表者以外の土木工事担当構成員】

i) 1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士のいずれかの資格を有すること。

ii) 参加申込のあった日以前に、所属する建設会社との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

② 建築一式工事（異工種エリアを希望する場合）

【単体企業の参加者又は異工種特定 J Vの建築工事担当代表者】

i) 1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有すること。

ii) 建築一式工事（特殊建築物）の施工実績を有すること。（民間工事を実績として認める）

iii) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有していること。

- iv) 参加申込のあった日以前に、所属する建設会社との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

【異工種特定 J V の建築工事担当構成員】

- i) 1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士のいずれかの資格を有すること。
- ii) 参加申込のあった日以前に、所属する建設会社との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

3) 施工実績の従事期間について

技術者の施工実績は、以下の従事期間を満たすことを要件とする。

① 複合工種の工事を実績として挙げる場合

該当工種の施工期間に従事していたことが確認できた場合、実績として認める。
なお、該当工種の施工期間が確認できる施工計画書等の資料を別途提出のこと。

② 工事全体の実績を該当工種実績として挙げる場合

以下の従事期間を必要とする。

- ・工期16か月未満の工事：全工期×0.75以上の従事期間
- ・工期16か月以上の工事：12か月以上の従事期間

9 提出資料の作成について

(1) 企業の実績等

様式 3-1 : 企業の商号又は名称、代表者氏名、特定建設業許可について記入

※ 異工種特定 J V 又は特定 J V の場合は構成員毎に作成

様式 3-2-1 : 企業の ECI 方式による技術協力業務の実績を記入

※ 競争参加資格要件とするものではない。実績が無い場合は「実績なし」と記入して提出のこと。

※ 異工種特定 J V 又は特定 J V の場合は構成員の実績も含めて1件の実績で良い。

※ テクリス又は契約書写しを添付すること。

様式 3-2-2 : 企業の土木工事实績を記入

※ 下記工種の工事实績について作成する。

- ・道路改良工事（必須）
- ・橋梁下部工工事（加点要素）
- ・PC 橋梁上部工工事（必須）
- ・下水道工事又は上水道工事（加点要素）
- ・土地改良工事（加点要素）

※ 異工種特定 J V 又は特定 J V の場合は構成員の実績も含めて工種毎に1件の実績で良い。

※ コリンズ又は契約書写しを添付すること。

※ 上記工事实績に輪島市発注工事が含まれている場合、石川県内の公共工事が含まれている場合は加点要素とする。なお、当地域要件に該当する実績が河川工事等の他工種の場合は、実績を追加作成しても良い。

様式 3-2-3 : 企業の建築工事实績を記入

【異工種エリアを希望する場合】

※ 下記建築物の工事实績について作成する。

- ・ 建築基準法 別表第一の（一）に該当する工事（集会場ほか）
- ・ 建築基準法 別表第一の（二）に該当する工事（共同住宅ほか）
- ・ 建築基準法 別表第一の（三）に該当する工事（学校、体育館ほか）
- ・ 建築基準法 別表第一の（四）に該当する工事（展示場ほか）
- ・ 建築基準法 別表第一の（五）に該当する工事（倉庫その他）

※ 上記のいずれか1件の実績は競争参加要件として必須とし、その他実績は加点要素とする。

※ 異工種特定 J V の場合（建築一式工事担当を複数企業で構成する場合）は構成員の実績も含めて工種毎に 1 件の実績で良い。

※ コリンズ又は契約書写しを添付すること。

※ 上記建築物の実績に輪島市発注工事が含まれている場合、石川県内の公共工事が含まれている場合、輪島市内民間工事实績がある場合、石川県内民間工事实績がある場合は加点要素とする。なお、当地域要件に該当する実績が上記建築物以外の場合は、実績を追加作成しても良い。

様式 3-3 : 企業の地域貢献の実績

※ 災害時における応急対策の協力者として、輪島市と災害時における応急対策に関する協定を締結している団体に所属していることを証明する資料を添付すること。

※ 輪島市と除雪契約を締結していることを証明する資料を添付すること。

※ 異工種特定 J V 又は特定 J V の場合は構成員の実績も含めて 1 件の実績で良い。なお、異工種特定 J V の場合は土木担当、建築担当別に 1 件（計 2 件）とする。

(2) 技術者の能力等

様式 4-1 : 技術協力業務の管理技術者

- ・ 予定管理技術者の氏名、所属会社名・部署・役職を記入

※ 所属する建設会社との間に 3 か月以上の直接的な雇用関係があることを証明する書類を添付すること。

- ・ 予定管理技術者が保有する資格の種類、取得年月日、登録番号を記入

※ 以下に示す資格について保有する全てを記入すること。

- ・ 技術士（建設部門、上下水道部門、農業部門-農業農村工学(旧農業土木)）
- ・ RCCM
- ・ 1 級土木施工管理技士
- ・ 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1 級）

※ 資格証の写しを添付すること。

- ・ 予定管理技術者の工事实績

※ 下記工種の工事实績について作成する。

- ・ 道路改良工事（加点要素）

- ・橋梁下部工工事（加点要素）
 - ・PC 橋梁上部工工事（加点要素）
 - ・下水道工事又は上水道工事（加点要素）
 - ・土地改良工事（加点要素）
- ※ コリンズ又は契約書写しを添付すること。
- ※ 競争参加資格要件とするものではない。実績が無い場合は「実績なし」と記入して提出のこと。
- 予定管理技術者の同種業務実績
- ECI 方式による技術協力業務の実績を記入
- ※ テクリス又は契約書写しを添付すること。
- ※ 競争参加資格要件とするものではない。実績が無い場合は「実績なし」と記入して提出のこと。

様式 4-2 : 予定工事の主任（監理）技術者（土木一式工事）

- 予定主任（監理）技術者の氏名、所属会社名・部署・役職を記入
- ※ 所属する建設会社との間に3か月以上の直接的な雇用関係があることを証明する書類を添付すること。
- ※ 異工種特定 J V 又は特定 J V の場合は構成員の技術者も作成すること。
- 予定主任（監理）技術者が保有する資格の種類、取得年月日、登録番号を記入
- ※ 以下に示す資格について保有する全てを記入すること。
- ・ 技術士（建設部門、上下水道部門、農業部門・農業農村工学(旧農業土木)）
 - ・ 1 級土木施工管理技士
 - ・ 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1 級）
- ※ 資格証の写しを添付すること。
- ※ 異工種特定 J V 又は特定 J V の場合は構成員の技術者も作成すること。
- 予定主任（監理）技術者の工事实績
- ※ 下記工種の工事实績について作成する。
- ・ 道路改良工事（必須又は加点要素）
 - ・ 橋梁下部工工事（加点要素）
 - ・ PC 橋梁上部工工事（必須又は加点要素）
 - ・ 下水道工事又は上水道工事（加点要素）
 - ・ 土地改良工事（加点要素）
- ※ 代表者の主任（監理）技術者においては、道路改良工事又は PC 橋梁上部工工事の実績を競争参加資格要件とする。その他工種については加点要素とする。
- ※ 異工種特定 J V 又は特定 J V の場合は構成員の技術者も作成することとするが、各工種の実績は構成員技術者の実績も含めて1件の実績で良い。
- ※ コリンズ又は契約書写しを添付すること。
- ※ 上記工事实績に輪島市発注工事が含まれている場合、石川県内の公共工事が含まれている場合は加点要素とする。なお、当地域要件に該当する実績が河川工事等の他工種の場合は、実績を追加作成しても良い。

様式 4-3 : 予定工事の主任（監理）技術者（建築一式工事）

【異工種エリアを希望する場合】

- 予定主任（監理）技術者の氏名、所属会社名・部署・役職を記入
 - ※ 所属する建設会社との間に3か月以上の直接的な雇用関係があることを証明する書類を添付すること。
 - ※ 異工種特定 J V の場合（建築一式工事担当を複数企業で構成する場合）は構成員の技術者も作成すること。
- 予定主任（監理）技術者が保有する資格の種類、取得年月日、登録番号を記入
 - ※ 以下に示す資格について保有する全てを記入すること。
 - ・ 1 級建築士
 - ・ 1 級建築施工管理技士
 - ※ 資格証の写しを添付すること。
 - ※ 異工種特定 J V の場合（建築一式工事担当を複数企業で構成する場合）は構成員の技術者も作成すること。
- 予定主任（監理）技術者の工事实績
 - ※ 下記建築物の工事实績について作成する。
 - ・ 建築基準法 別表第一の（一）に該当する工事（集会場ほか）
 - ・ 建築基準法 別表第一の（二）に該当する工事（共同住宅ほか）
 - ・ 建築基準法 別表第一の（三）に該当する工事（学校、体育館ほか）
 - ・ 建築基準法 別表第一の（四）に該当する工事（展示場ほか）
 - ・ 建築基準法 別表第一の（五）に該当する工事（倉庫その他）
 - ※ 上記のいずれか1件の実績は競争参加要件として必須とし、その他実績は加点要素とする。
 - ※ 異工種特定 J V の場合（建築一式工事担当を複数企業で構成する場合）は構成員の実績も含めて工種毎に1件の実績で良い。
 - ※ コリンズ又は契約書写しを添付すること。
 - ※ 上記建築物の実績に輪島市発注工事が含まれている場合、石川県内の公共工事が含まれている場合、輪島市内民間工事实績がある場合、石川県内民間工事实績がある場合は加点要素とする。なお、当地域要件に該当する実績が上記建築物以外の場合は、実績を追加作成しても良い。

(3) 技術提案書

参加者が有する卓越した技術力を積極的に取り入れることにより、エリア内複数事業（工種）の一体的な工事を円滑に進めることを目的に技術提案を求めるものである。

参加者の経験、ノウハウに基づき、以下様式に評価テーマの提案を記入する。

様式 5-1 : 技術提案提出書

様式 5-2① : 事業（工種）複合型一体的エリア整備における施工マネジメント手法
(A3 横 2 枚以内)

様式 5-2② : 技術協力業務の実施方法に関する提案 (A3 横 2 枚以内)

様式 5-2③ : 技術協力業務の実施体制及び施工時の実施体制 (A3 横 1 枚)

(4) 建設工事対象エリアの希望順位表

様式 6 に対象 5 エリアの希望順位を図 3 に示す例のとおり記入する。

※ 希望順位は全エリアに 1～5 の順位を記入すること。

なお、望まない希望順位のエリアに特定した場合、特定辞退を可とする。この場合、他エリアの競争権利は失われない。

※ 土木一式工事の資格要件のみで参加する場合は、門前東部エリア、町野エリアのみに 1～2 の順位を記入し、その他異工種エリアの希望順位欄は記入しなくてよい。

土木・建築の資格要件で参加する場合			土木工事のみの資格要件で参加する場合		
エリア名	希望順位	摘 要	エリア名	希望順位	摘 要
① 輪島西部エリア	1	異工種エリア	① 輪島西部エリア	—	異工種エリア
② 輪島東部エリア	3	異工種エリア	② 輪島東部エリア	—	異工種エリア
③ 門前西部エリア	2	異工種エリア	③ 門前西部エリア	—	異工種エリア
④ 門前東部エリア	4		④ 門前東部エリア	1	
⑤ 町野エリア	5		⑤ 町野エリア	2	

図 3 エリア希望順位の記入例

第2 プロポーザルの審査（技術提案等の評価）

1 企業及び配置予定技術者の評価

企業及び技術者の実績・能力について評価する。なお、競争参加資格要件のほか、以下の実績がある場合は加点評価する。

- ECI 技術協力業務の実績がある場合、加点評価する。（企業、配置予定管理技術者）
- ECI 技術協力業務の配置予定管理技術者に対し、工種に応じた施工実績を加点評価する。
- 以下工種の実績に応じて加点評価（企業、配置予定主任（監理）技術者^{※1}）

【土木一式工事】（国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事）

- 道路改良工事の実績
- 橋梁下部工工事の実績
- PC 橋梁上部工工事の実績
- 上下水道工事の実績
- 土地改良工事の実績

【建築一式工事】（民間工事も実績として認める）

- 建築基準法 別表第一の（一）に該当する工事（集会場ほか）
- 建築基準法 別表第一の（二）に該当する工事（共同住宅ほか）
- 建築基準法 別表第一の（三）に該当する工事（学校、体育館ほか）
- 建築基準法 別表第一の（四）に該当する工事（展示場ほか）
- 建築基準法 別表第一の（五）に該当する工事（倉庫その他）
- 地域の施工実績（企業、配置予定主任（監理）技術者^{※1}）
 - 輪島市発注工事、石川県内公共工事の実績^{※2}
- ※ 建築工事の場合は、輪島市内民間工事、石川県内民間工事を含む。
- 地域精通度
 - 単体若しくは、共同企業体のいずれかの構成員の輪島市における本店の所在
- 地域貢献度
 - 輪島市の災害時における応急対策協力者としての実績及び輪島市との除雪契約の実績

※1 異工種特定JV、特定JVの場合は、構成員の実績も含めて評価する。

※2 令和8年3月27日時点で施工途中の工事も評価対象とする。

2 技術提案書の評価

（1）技術提案の項目

前項1. 9（3）に示す項目について、以下のとおり技術提案を求めるものである。

技術提案書については、実施設計段階から施工段階に通じて、エリア内の効率的かつ安全性の高い工事計画及びそれを実現するための実施体制について提案を求めるものであり事業（工種）複合型エリア内一体的整備のマネジメント能力を審査する。

技術提案書で求める評価テーマは以下のとおりとする。

- ① 事業（工種）複合型一体的エリア整備における施工マネジメント手法
- ② 技術協力業務の実施方法に関する提案
- ③ 技術協力業務の実施体制及び施工時の実施体制

(2) 技術提案に求める内容

1) 事業（工種）複合型一体的エリア整備における施工マネジメント手法

技術協力業務及び工事契約～施工を円滑に進めるための管理手法について以下の視点を踏まえ記述すること。

- エリア全体の円滑な施工を進めるための工事着手計画立案における留意事項
- エリア全体の工程短縮、コスト縮減に向けた全体施工計画検討における留意事項
- リスク対策手法（事業複合型一体的エリア整備において懸念される課題の抽出と対策案）
- その他のエリア全体の整備を円滑に進めるための提案

2) 技術協力業務の実施方法に関する提案

円滑な実施設計の実施に向け、施工性、安全性、経済性に配慮した設計者への提案における留意点を挙げ、その留意事項を踏まえた提案を着実に実施するための業務実施体制や提案手法について以下の視点を踏まえ記述すること。

- 発注者、設計者との連携強化に必要な情報共有手法
- 的確な設計照査を実施するための留意事項
- 工期短縮、コスト縮減に向けた設計内容の精査
- 供用中施設の切り回し等仮設計画における留意事項
- 交通安全対策、振動・騒音・粉塵等に関する近隣対策の提案における留意事項
- その他技術協力業務を効率的に進めるための提案

3) 技術協力業務の実施体制及び施工時の実施体制

技術協力業務、予定工事の施工それぞれについて、実施にあたってのチーム編成、チームの特徴、市内事業者の活用方法、各担当者の能力や実績・資格、発注者及び設計者との具体的な協議方法などを記述すること。

(3) 技術提案書作成に係る既存資料の閲覧

技術提案書作成に当たり必要な資料は、希望する資料を公開する。なお、希望する資料については公開の可否について確認した上で公開するものとする。

希望者は、事務局まで電子メールにて以下期日までに連絡すること。

情報閲覧希望受付期間：令和8年4月30日まで

3 プロポーザル審査基準

資格審査、技術提案書及びプレゼンテーションの審査基準については、別紙「輪島市災害復旧復興事業重点整備エリア技術協力業務（施工予定者選定）に係る公募型プロポーザル審査基準」を参照のこと。

第3 応募の手続

1 公募の開始

(1) 実施要項等の公表

- ① 公表日：令和8年3月27日（金）
- ② 公表方法：ホームページで公表するとともに、建設部事業調整室で配付する。
- ③ 配布期間：令和8年3月30日（月）から令和8年4月30日（木）まで
（開庁日の午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

2 質疑回答

(1) 実施要項等に関する質問

- ① 提出期間：令和8年3月30日（月）～4月17日（金）午後5時まで
- ② 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、「実施要項等に関する質問書（様式1）」に記入し、電子メールにて提出すること。（電話、ファックス等による質問は受け付けない。）
- ③ 提出先：本要項 第1.7に記載する市の担当窓口とする。
- ④ 回答：令和8年4月24日（金）までに市のホームページに掲載する。

3 応募の方法

(1) 参加申込書及び技術提案書の提出

- ① 提出方法：様式2-1から様式6まで（様式2-3-2を除く）一式の正本1部、副本1部、様式5-2①②③を別途7部、電子データ（媒体：CD又はDVD、ファイル形式：AdobePDF）を、簡易書留郵便又は持参により提出すること。
なお、提出された提案書については、返却しないものとする。

※様式2-1、様式2-2、様式5-1については正本に原本を、副本にはその写しを綴じ込む。

※共同企業体協定書（様式2-3-1又は様式2-4）については、正本、副本ともにその写しを綴じ込む。

- ② 提出期間：令和8年5月18日（月）から令和8年5月29日（金）まで
簡易書留郵便の場合は、令和8年5月29日（金）必着
持参の場合は、開庁日の午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること。
- ③ 提出先：本要項 第1.7に記載する市の担当窓口とする。
- ④ その他：受理された提案書の修正（書類の追加・除却等を含む。）は一切認めない。
また、提出された書類や図書等は、返却しない。

(2) 応募に当たっての留意事項

- ① 参加者は、本実施要項、提出書類説明書（様式集）、工事概要図、プロポーザル審査基準、基本協定書（案）、技術協力業務委託契約書（案）、設計協力協定書（案）、特記仕様書（案）の記載内容を承諾した上で応募すること。
- ② 応募書類の作成及び提出などに要する費用は、全て参加者の負担とする。

- ③ 参加者は、公正に手続を行わなければならない。
- ④ 本事業を公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、本事業の実施を延期又は中止することがある。

(3) 技術提案書の取扱い

- ① 技術提案書の著作権は参加者に帰属する。ただし、本工事の実施にあたって市が必要と認めるときは、市は提案書の全部又は一部を無償で使用できる。
- ② 参加者は、技術提案書の作成に当たり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- ③ 市が提供する資料は、技術提案書の作成以外の目的に使用することはできない。

4 施工予定者の選定

(1) 審査体制

市は、中立かつ公正に施工予定者を選定することを目的として、選定委員会を設置し、別に定めるプロポーザル審査基準により、応募内容の審査を非公開により行う。

(2) 選定方法

① 一次選考

選定委員会において、企業及び技術者の実績・能力、技術提案（エリア施工マネジメント、技術協力業務実施方針、工事実施体制等）の総合的な評価により上位10者を選定する。

※ 建築工事を含むエリアを希望する参加者の選定状況に応じて追加選考あり。

② 二次選考

選定委員会は、一次選定者より提案内容の説明を受け、質疑を行う。

- 1) 日時会場：令和8年6月22日（月）～6月23日（火）の2日間を予定し、
令和8年6月10日（水）までに応募者へ開催日時、会場を別途通知する。
- 2) 説明、質疑応答：準備時間5分、提案説明20分、質疑応答20分。
- 3) 出席者：応募者から5名以内とすること。
- 4) 提案説明：応募者が特にアピールしたい点等について説明すること。

プレゼンテーション用ソフトや模型の使用も可とするが、提案書に基づくものとし、新たな提案等を行わないこと。新たな提案を行った場合、失格とする場合もある。

スクリーン及びプロジェクターは事務局にて準備するが、それ以外は応募者にて準備すること。

(3) 審査結果の通知及び公表

第一希望の多いエリア順に特定企業へ文書で通知し、特定通知を受けた企業は翌日の午前中までに特定の受諾について意向の回答を行う。

特定を辞退した場合は次点者を特定する。なお、特定を辞退した場合でも以降のエリア審査の競争参加者として認める。

上記手続をエリア毎に以下のスケジュールで実施する。

表3 エリア別特定通知日程

審査エリア	特定通知日時
エリア①	令和8年6月25日(木)
エリア②	令和8年6月29日(月)
エリア③	令和8年7月1日(水)
エリア④	令和8年7月3日(金)
エリア⑤	令和8年7月7日(火)

5エリア全ての特定が済み次第、審査の結果を令和8年7月10日(金)までにホームページで公表する。(電話等による問合せは不可とする。)

(4) その他

- ① 市は、参加者が故意に選定委員に接触するなど、不正行為を行ったと認められる場合は、その参加者による応募は無効とする。
- ② 参加者がいない場合、審査において全ての参加者が失格となった場合又は審査において評価点が60点以上となる参加者がいない場合は、施工予定者を決定しないこととし、その旨を参加者に文書で通知する。

第4 その他

1 失格条項

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載又は不正があった場合
- (2) 提出書類の作成要領、提出方法及び提出期限を守らなかった場合
- (3) 選考委員会の委員に不当な働きかけをした場合
- (4) その他、発注者が不適切と判断した場合

2 基本協定、業務委託契約等に関する事項

- (1) 市は、提案内容に基づき施工予定者と協議を実施し、事業の実施内容を明確にした上で、基本協定及び本業務の委託契約を締結するものとする。
- (2) 基本協定書、技術協力業務委託契約書、設計協力協定書、建設工事請負仮契約書の内容は、市と施工予定者とが協議を行って、修正を行うことができる。
- (3) 基本協定、技術協力業務委託契約、設計協力協定、建設工事請負仮契約の締結について、施工予定者が実施する内容検討、書類作成等に要する弁護士費用、印紙代等の一切の費用は、施工予定者の負担とする。

3 異工種特定JV及び特定JVの組成について

異工種特定JV及び特定JVは、「輪島市建設工事共同企業体の運用に関する要綱(平成18年輪島市告示第128号)」(別紙6)の規定による結成を参加資格者として認める。

なお、異工種特定JVについては、土木工事担当、建築工事担当毎に当要綱の構成員数及び出資比率を適用するものとする。

※ 土木担当工事は3社まで最低出資比率20%（2社の場合は30%）、建築担当工事も同様に3社まで最低出資比率20%（2社の場合は30%）とする。

※ 構成員数の上限の例

- A社、B社、C社の3社が土木、建築双方を担当（計3社）
- A社、B社、C社が土木のみを担当、D社、E社、F社が建築のみを担当（計6社）
- A社が土木、建築双方を担当、B社、C社が土木のみを担当、D社、E社が建築のみを担当（計5社）
- A社、B社の2社が土木、建築双方を担当、C社が土木のみを担当、D社が建築のみを担当（計4社）

巻末資料：施工実績の要件に関する補足

企業及び技術者の資格要件又はプロポーザル審査加点要素として求める施工実績について、要件として示した「国、特殊法人等又は地方公共団体」は以下に示す発注機関とする。

区 分	発注機関
① 国、特殊法人	<p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国際空港(株)：新関西、成田 • 高速道路(株)：東日本、中日本、西日本、本州四国連絡、首都、阪神 • 中間貯蔵・環境安全事業(株) • 沖縄科学技術大学院大学学園 • 日本中央競馬会 • 国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構、科学技術振興機構、情報通信研究機構、日本原子力研究開発機構、森林研究・整備機構 • 独立行政法人 空港周辺整備機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、国際協力機構、国立科学博物館、国立高等専門学校機構、国立女性教育会館、国立青少年教育振興機構、国立美術館、国立文化財機構、自動車事故対策機構、中小企業基盤整備機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構、日本学生支援機構、日本芸術文化振興会、日本高速道路保有・債務返済機構、日本スポーツ振興センター、水資源機構及び労働者健康安全機構 (日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から第3条に示す独立行政法人を含む) • 国土交通省所管のその他の国立研究開発法人、独立行政法人 地方共同法人日本下水道事業団 国立大学法人法施行令及び同施行規則に定められた各国立大学法人等
② 地方公共団体	<p>地方自治法第1条の3に規定する以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 普通地方公共団体 都道府県、市町村 • 特別地方公共団体 特別区、地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団
③ 地方公社	<ul style="list-style-type: none"> • 地方道路公社法に基づく「道路公社」 • 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」 • 地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」
④ 公益法人	<p>一 公益法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。</p> <p>二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。</p>
⑤ 大規模な土木工事を行う公益民間企業	<p>鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社、①～④及び上記公益民間企業が設置した研究機関</p>